

初期シュモラーの社会・経済政策思想の展開 ——「労働者問題」から『19世紀ドイツ小営業史』へ —

田 村 信 一

1. 問題の所在と限定

ドイツ経済思想史上において、今日グスタフ・シュモラーほど評価が二分されている学者も珍らしい。一方ではドイツの社会政策史・政策思想史、方法論争・価値判断論争等をつうじて、政策的にはプロイセンの保守的社会政策をバックアップしてドイツ社会の近代化＝工業化過程において保守的・反動的役割を果たし、理論的には具体的・細目的歴史研究の優位と客観的価値判断の存在に対する素朴な信仰との故に方法論上省りみるべきものをなんら残さなかった、というシュモラー像が定着しているように思われる⁽¹⁾。しかしながら他方では、シュモラーの経済学を「歴史的意識をもつ最広義の社会学」あるいは「メンガーリ流の理論をそのなかに位置づけるような広義の経済学の体系」として高く評価するシュムペーター的解釈もつとに存在しているのである⁽²⁾。

研究史上のこうしたアポリアの解決に一歩近づくためには、まずシュモラーの全体的業績を再精査するという基礎的作業のうえで、シュモラーを取りまく先学と後学—とりわけF・リストと旧歴史学派およびM・ヴェーバー—との継承・批判的克服関係を洗い出し確定することが不可欠であるように思われる。この点で、近年の中村貞二氏の研究は極めて示唆に富むものである。すなわち氏は、ヴェーバーとシュモラーとの価値判断論を綿密に考証し、シュモラーが経済社会の総体把握を指向していたことに着目しつつ、両者の間に「エーストス」把握における方法上の断絶とともに、なお問題そのものの継承関係があること」を剔抉されてい

るのである⁽³⁾。この論点の指摘は、シュモラーの社会政策論が意外に広い裾野を擁しており、広い意味での思想史の脈絡の中に位置づけるべき問題が残されていることを暗示している。

ところで、シュモラーの政策思想の基本的枠組が形成されるのは1870年代の前半であったとみてほぼ誤りはない。1838年ヴュルテンベルグのハイルブロンで生まれたシュモラーは、チュービンゲンで学位を取得した後に、60年代のヴュルテンベルグでの官吏生活とハレ大学での研究生活とをつうじて、ドイツ・マン彻スター派の自由貿易論・社会政策論の影響を強く受けていた⁽⁴⁾。彼の官吏生活の辞去の理由の一つは、匿名書によるヴュルテンベルグの保護関税政策批判⁽⁵⁾であったし、60年代の代表的論文「労働者問題」⁽⁶⁾では、「社会問題」の解決を、終始シュルツェニデリッチ式の協同組合運動=自己救助のうちに見い出していた。ところがシュモラーは、1870年の大著『19世紀ドイツ小営業史』において、それまでの自己の立場を清算するにいたったのである。彼はその序において、自己の観点の移動を次のように披瀝している。すなわちシュモラーは、1862年にヴュルテンベルグの営業統計の完成を委嘱されて以来、この問題に関心を抱き、プロイセンおよび近隣諸邦の営業統計その他の膨大な資料の収集と分析に従事していた。「かつて私は……自由主義的国民経済学の伝統的見解……すなわちあらゆる弊害の救済手段はもっぱら営業の自由それ自身のなかに存する、という理念に与していた。しかし私の研究が深まるにつれて、私はこうした観点の誤謬ではなく反対にその正当性を、しかしながら同時にその一面性をも認識するにいたり、このことが私をして、かつての抽象から具体的な区別へと、体裁のよい楽天主義から、我々の時代の偉大な変革が前代未聞の輝かしい進歩を招来するとともに必然的に深刻な社会的・経済的弊害を生み出す、という認識へと転換せしめたのであった。そのことは、私の姿勢を、*laissez faire et laissez passer* のニヒリズムから……積極的な改良の要求へと変えさせたのであった。」⁽⁷⁾この文章は、営業統計を中心とした実証的研究の深化がシュモラーの認識の変化をひきおこしたこと、その場合の変化が、自由主義的経済学の正当性と一面性の認識という両義的性格を有していること、さらにこの認識の変化によって具体的研究と積極的社会改良との意義がはじめて獲得されたこと、が述べられている。その意味でシュモラ

一の「経済社会学」の成立にとって営業統計に関わる実証的研究は、決定的な転回点をなしており、そしてこの研究の成果が『小営業史』なのである。

『小営業史』のこうした意義に早くから着目したのは、周知のように大河内一男氏であった。氏は60年代のシュモラーが、有機體的社会・國家觀に基づく中産階級維持論一つまり伝統的身分制社会のイデオロギーとしての「経済学の倫理化」の要求一と、マンチェスター主義的樂観論との「奇妙な不調和」によって特徴づけられていること、しかし『小営業史』にいたってシュモラーは、この不協和音を清算して前者の立場から保守的・反動的社会政策の推進を図ったこと、を強調される⁽⁸⁾。「彼が「社会改良」を一つのプリンシップとして掲げるようになったのは……

『19世紀ドイツ小工業史』においてであった。すでに手工業者を中心とする旧中産階級の没落は不可避であった。……そこでこの「所有および所得分配における日々高まりゆく不平等」を「修正」するのでなければ、暴力的な社会変革が到来するであろう、と彼は考えた。すなわち「中産階級の消滅はわれわれの政治的ならびに社会的将来をくつがえすものである」から、この種の「未だ残存している手工業者階級のできうる限りの保持」が企図されなければならない。これがシュモラー的「社会改良」の核心であった⁽⁹⁾。直截にいってしまえば、シュモラーは『小営業史』において、手工業者層の「没落」が「不可避」という結論に達したからその「保持」を主張した、というのが氏の解釈である。

しかし私は、以下の行論で示すように、こうした解釈ににわかに賛成できないのである。むしろシュモラーは、60年代からすでに「エース」問題に大きな関心を寄せており、この論点の意義を確認せしめたのが『小営業史』だったのではないかと思われる。本稿はこうした観点から、まず「労働者問題」を中心として60年代のシュモラーの問題意識のあり方を検討し、それが実証的研究の過程でどのように変化していくのか、そしてそれが『小営業史』の結論部分にいかに帰結していくのか、という問題を論じようとするものである。

【註】

- (1) わが国の研究成果でいえば、大河内一男『独逸社会政策思想史』上巻、

- 1936年（なお引用は『大河内一男著作集』第1巻、1968年による。），および白杉庄一郎『国民経済学研究』1939年，そして両氏の執筆による『経済学説全集』5「歴史学派の形成と展開」1956年のシュモラーの部分，を代表的なものとして挙げよう。ドイツにおいても，例えばK・E・ボルン，鎌田武治訳『ビスマルク後の国家と社会政策』，Dieter Lindenlaub, *Richtungskämpfe im Verein für Socialpolitik*, Teil 1. *Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte* Beiheft 52, Wiesbaden 1967.の当該部分は，基本的には大差はないと思われる。
- (2) シュムペーター・東畠精一訳『経済分析の歴史 5』1958年，第4章，同「シュモラーと今日の諸問題」（玉野井芳郎監修『社会科学の過去と未来』1972年所収，なお玉野井氏の「解説」参照）。
 - (3) 中村貞二『マックス・ヴェーバー研究』1972年，48ページの註(4)。
 - (4) シュモラーの伝記的事実については，シュモラー・戸田武雄訳『法及び国民経済の根本問題』1939年，同『国民経済・国民経済学及び方法』1938年に各々付されている「訳者序説」を参照。なお管見の限りでは，シュモラーの本格的伝記は現在まで存在していない。
 - (5) これは *Der französische Handelsvertrag und seine Gegner*, Frankfurt 1862.である。
 - (6) G. Schmoller, Die Arbeiterfrage, in: *Preussische Jahrbücher* Bd. 14 (1864) Heft 4・5, Bd. 15 (1865) Heft 1.
 - (7) *Zur Geschichte der deutschen Kleingewerbe im 19. Jahrhundert*, Halle 1870, Nachdruck, Hildesheim・New York 1975, VI-VII.
 - (8) 『独逸社会政策思想史』上巻，118—134, 312—342ページ。
 - (9) 『経済学説全集』5, 211ページ。

2. 「労働者問題」の基礎視角

60年代のシュモラーの主論考は，前述の匿名書を別として代表的なものだけを挙げてみると以下のものがある。1.「所得論」(1863), 2.「労働者問題」(1864—65), 3.「J・G・フィヒテ—倫理及び国民経済学の領域からみた一研究」(1864—65), 4.「農業労働者問題—特に北部ドイツの状態について—」(1866), 5.「人口及び道德統計に関する近年の諸見解」(1866)⁽¹⁾。これらの論文を一瞥とすると，シュモラーが初発から「経済人」によって構成される「抽象的経済学」に疑問をいだ

き、それを批判的に克服—「経済学の倫理的基礎づけ」—しようとしていたことがわかる。その場合「経済人」とは、経済的エゴイズムにのみ専一的に支配された人間—スマスに対する誤解—として理解され、「経済人」の行動する「経済的自由主義」の世界がエゴイズムという「恣意」の跳梁する世界として描かれている。しかし他方でシュモラーは、こうした「恣意」が、人々の「風習」的自覚の高まりによって、「営業の自由」の展開のなかでおのずから制御されると考えていた。こうしたシュモラーの基本的構想を最も典型的に示しているのが、分量的にも長論説の「労働者問題」である。他の論説のまとまった紹介と検討は紙幅の関係で別の機会に譲り、ここでは「労働者問題」を中心として、60年代のシュモラーの問題意識を探ってみよう。

(1)

シュモラーはまず、自らの時代を「進歩の時代」と規定し、その所以を「経済的自由主義」・「経済的革命」によってもたらされた生産諸力の発展—生産と消費との増大—、消費力の下層階級への均霑に求めている。

「こうした……動向の否定できない結果は、現代における生産と消費との増大である。すべての人々の需要が増加した。下層階級ですら、もしこのことが生じなかったならば君候でさえ想像することのできなかつたような享受が許されている。衣服・食糧・住宅は至る所で改善され、より高度な精神的・風習的目的のための支出は、少くとも中流階級ではすでに家計の相当な割合を占めるにまで増大した。」(Bd. 14. Heft 4. S. 395.)⁽²⁾

シュモラーは、「農業労働者問題」で、下層階級や農村における「奢侈」—スマスの「便益品」の意味に近い—の増大について肯定的に触れており⁽³⁾、その意味で経済的「進歩」を生産諸力の展開にもとづく国民諸階層の必需品と「奢侈品」との消費の増大に求めたのである。そしてこの生産力の増大を担うものは「機械と大経営の全般的導入」であった。「大経営・工場経営」は、「適切な分業、自然力と機械との使用、あらゆる原料の最適な利用、商業的市況と技術進歩との巧みな利用」をつうじて、一労働者に高度な精神的活動を要求するが故に—「労働者に対して高賃銀の機会を与え、消費者にはより改善された、優秀で安価な生産物を提供する。」(4.S.402.)

しかしながらこれは「進歩」のもつ光の側面であって、それは当然陰の面をも併せもっている。今日の経済生活の「基礎は、個々人の自由な活動と絶対的な競争である。……全体の中で個々人が上昇するかそれとも没落するかは自分自身の手に委ねられた。……手工業はますます駆逐される。……工場が大量に使用する労働力は、かつての手工業職人とは別の社会的・経済的地位に立たねばならない。労働者は財産もなく、将来に対する希望もなく、その雇主に対応する。毎日その賃銀に依存し、どんな犠牲を払ってでもこれを獲得しなければならない。……工場主の側での財産と富とに対する反風習的で性急な志向、労働者の側での窮乏、これらが賃銀の圧迫、抑圧的体制、経済・社会・国家における資本の絶対的支配をもたらす。」(4.S.396.) シュモラーは、「進歩」の陰の側面を、手工業の没落、貧民という意味でのプロレタリアートの成立、工場法の取締り対象となるべき工場主の存在、という三つの局面で把握していることがわかる。シュモラーによれば、工場制に適応して自分の能力を高く販売できる労働者—高賃銀の獲得—は、住宅という「財産」を取得できる「中流階級」であり、長労働時間・低賃銀を指向する工場主は「反風習的」存在なのである。

だがこうした現象は、「文化と経済との新しい形態への移行」に伴う過度的なそれとみなされた。「現代の大工業の全面的発展とともに大多数の弊害は増大するのではなく減少する。……賃銀は至る所で上昇しつつあり、労働階級はその多数が十分幸福な状態にある。とくにイギリスでは、この10—15年来、労働階級のなかにかなり富裕な生活が広まってきている。」(4.S.399—400.) ドイツにおいても同じ発展傾向がみられる、とシュモラーは力説する。彼はその理由を、ヴュルテンベルグの営業統計を利用しつつ以下の三点に総括している。(1) ある部門における機械の導入はたしかに労働力の節約をもたらすが、当該部門の生産物の低廉化をつうじて、その生産物と他の部門の生産物との需要を拡大せしめ、全体としての雇用人口は増大していること。(2) 近代的大工業の発展は、直接競合する手工業の没落をもたらすが、修善業・大経営の補完部門のような新しい手工業分野、および機械によって代替されえない分野が存在し、それらは増加傾向にあること。つまり機械製大工業の成立は、「様々な種類の事業経営の段階的併存」という姿をとって進行し、手工業が大

工業へ移行する展面と大工業が手工業を生み出すという「工場と手工業との相互移行」が存在すること。(3)かかる手工業においても規模の拡大がみられること。この最後の点について、シュモラーは、「小事業の内部においても、より少数の企業家とより多数の雇人とは一つの進歩」である、と述べ、J・G・ホフマンの言葉—「各々の手工業者が少くとも3～4人の雇人を雇って仕事を行うことが経済的・社会的理想的である、というものもこれがなければ、分業も活力ある経営も、節約と資本形成の可能性も存在しないからである。」—に諸手をあげて賛成している。(4.S.404.)これらの論述は、シュモラーが近代の資本主義的工業化の過程を、機械制大経営の成立と手工業経営のマニュファクチュアへの移行の過程として把えていることを意味している。だからシュモラーにとって、手工業の推進過程において、「絶対的に非自立的なプロレタリア的小親方—彼らは職人も徒弟も雇わず、適切な分業も完全な技術もなく、ただみじめでいじけた存在を永らえるだけである—の消滅」と、手工業職人が「資金ももたず、競争に十分耐え抜く可能性もなく、かくて小財産を蓄積する……見込みもなく自己の経営を開設する」のではなく、「よい報酬を得る雇人」として「活力をもった経営的事業に生涯とどまること」、「かつての小親方の多数が、機械・家具工場、車両工場……その他の工業で、彼らが独立していたよりもはるかに良好で収入の多い地位を得ることができる」こと、こうした事態は前述の過程に対応する歓迎すべき事柄なのであった。これがまさしく「健全な中産層」の形成なのである。(4.S.404—405.)シュモラーが、「財産の分配が極端に不平等ではない場合、また上流階級の富と下層階級の貧困との間に、社会体の多数の民衆が中位の財産所有者となっている場合」、こうした状態を「かねてより人々は、経済的・社会的・政治的理想的とみなしてきた」と述べるとき(4.S.413.),それは近代以前の身分制社会を念頭においた発言では決してなく、その反対に、近代の資本主義的工業化の過程そのものが、一機械化・マニュファクチュア化とそれに伴う高賃銀の可能性とによって一所得の平等化への内在的傾向を有している、という確信の表明なのである。したがってこうした過程に手工業者・労働者層が順調に適応していくれば、「分配」問題は決して生じない、というのがシュモラーの基本的態度であり、その意味では彼はスミスやリカードに著しく接近しているのである。

(2)

では、それにもかかわらず労働者層の「窮乏」が存在するのは何故であろうか。

周知のように、当該期のプロレタリアートの貧困化の必然性を「経済法則」によって説明しようとしたのはラサールであり、シュモラーの「労働者問題」はラサール批判の書でもあった。かの有名なラサールの「賃銀鉄則」論は古典派以来の労働の「自然価格」論—それは当該国民の習慣・風習によって規定される生存の最低必要資料である—を継承しつつ、スミスやリカードが労働の「自然価格」からの上方への「市場価格」の垂離を常に予定していたのとは反対に、「市場価格」から「自然価格」への絶えざる帰着を「鉄の必然性」と呼んだことに由来する⁽⁴⁾。この法則によれば、労働の市場価格が自然価格を上回って上昇すると、労働者の生活向上—婚姻と出生との増加—労働人口=供給増加によって市場賃銀の低落が生じ、他方逆に市場価格が自然価格を下回って下落すれば、移民や前述とは逆の作用が働いて労働供給が減少し市場賃銀の上昇が生ずる。だからラサールは、この「賃銀鉄則」説にもとづいて社会改良の無益を説き、利潤・賃銀制度それ自体の解体—生産協同組合→労働者の企業者化—を主張したのであった。ラサールの議論は、近代的生産諸力の発展が資本蓄積の増進と市場賃銀の上昇（高賃銀）とをつうじて、労働者層の持続的な生活向上を招来しうる、という古典派賃銀論とは反対に、こうした成果が常に企業者に独占される、という点にその本質があった。ではシュモラーはどのように反論するのだろうか。

シュモラーはこの「法則」自体を決して否定していない。すなわち彼によれば、もし市場賃銀が上昇しても、もっぱらその増加分を婚姻と家族数の拡大（労働人口増加）とにふり向け、「自分とその家族との生活水準 standard of life そのものの向上のために」支出しない労働人口が大量に存在するとすれば、「鉄則」は当然貫徹するだろう。「通常、生活水準の向上を阻止しているのは労働者の風習的状態である。彼らはすぐ将来に絶望し、毎時間のらくらと過ごす。節約をせず、自分の将来に確実な見通しをつけないうちに軽率に結婚し、妻子の協力によって自分たちの状態を改善していくこうということに少しの望みももたず、快適な住居、自分自身の竈や家、清潔さ、手ごろな読物という高度な、風習的に洗練

された享受など思いもよらないのであって、極端な場合には……救貧税——それは彼らから完全に労働意欲を奪い、名譽心や責任意識の最後のひとかけらすら窒息させる一をあてにする。」(5.S.525.) シュモラーにとって、プロレタリアートとはこのような存在なのであって、こうした存在が前提されている限り、賃銀の上昇は労働力供給の増大に帰結するだろう。したがってこうした状態のうえに労働人口の供給過剰が生じた場合、例えば「拙劣な法的強制」や「財産所有者の側での犠牲」によって、賃銀引上げを実現しようとする計画に対して、「経済学者が……これは救済の方法ではない」と答えたとしても不当ではない」とシュモラーは考える。(4.S.419.)

シュモラーにとって問題なのは、労働者層の前述の如き「内面的」態度なのである。そして批判さるべきは、労働人口に対するこうした「内面的」理解を欠落させて抽象的な供給量としてのみ扱う経済学者の態度であった。こうした「抽象的経済学」と「賃銀鉄則」とは、労働者層の「内面的」態度によって規定された「風習的状態」が不变であることを前提にしてはじめて成立する。しかしシュモラーはこの前提=「風習的状態」が長期的に変更可能であることを力説する。もし資本量が増加して生産と賃銀との上昇が生じた場合、「こうした有利な状況を持続的なものにするために、なによりも必要なことは、労働者がその家族よりも自己の生活欲求を高めること、すなわち……その家族成員の拡大に利用するのではなくむしろ、労賃がそれ以下に低下しないところの生活水準の引き上げに利用する、ということである。」(5.S.524.) 生活水準の向上を指向するような慣習・風習の変化、これがシュモラーにとって「労働者問題」解決の鍵であった⁽⁵⁾。

(3)

このようなシュモラーの、労働者層の「風習的状態」を「内面的」に理解しようとする視角は、彼の「農業労働者問題」において一層明瞭に現われている。シュモラーは、工業労働者の場合よりもより強烈に農業労働者の生活水準向上の意欲を阻害している「伝統的風習」をあからさまに指摘している。「ホイスラーやアインリーガーの多くは、財布に数ターラーの現金がはいるとたちまち仕事をやめてしまい、働くずに劣悪な

生活を好む。彼らは往々にして半年の間少しも労働せず、この期間を半動物的状態で、つまりただ食べて寝るだけでなにもしないで過ごす。彼らは自由な束縛されない生活をこう理解しているのである。もし来年が不作なら、彼らは貧民救済金庫の世話になるだろう。」(S.191.) ドイツの「北部及び東部へ向かっていけばいくほど、つまり労働者層の発達が未熟であればあるほど出来高労働の存在がまれになる。」これを導入したところでは、「その結果は有利なものではなかった。……仕事の出来が悪い、急いでいるのに約束の半分しかできていない、農地や屋敷での盜難が増加し、労働者に対する信頼が低下した、という苦情がきかれる。」(S.198.)

「農業労働者の精神的・風習的水準は低い。……農業労働者の大衆は……たしかに多くの地方ではまだ素朴で伝統的風習に束縛されている。しかし……このことで彼らを賛美することはもはやできない。昔から残っているものは、鈍重・怠惰・無知・自負心と名譽心との欠如である。……きちんと労働できる者や如才なく有能な者は、高い賃銀を得るために都市へ、工場へ行ってしまう。」(S.171.) 「インストマン制度は少くとも大きな否定的側面……と結びついていることは否めない。インストマンは特別の努力をしなくとも自分が必要不可欠な人間だと考えやすい。冬期には彼らはすることが全くないかほとんどない。こうして一定の熱意と活力との不足、すなわち決して一定の低水準を超えない伝統の墨守者が形成される。その結果は、出来高労働の嫌悪、物事を巧みに処理する能力の低さ、将来を見通す感覚の不足である。……彼らは完全にヘルの掌中にあり、それ故にまさしく生涯にわたって独立して行動し思考することを学ばないので。」(S.188.)

以上の論述から明らかなように、東エルベの農業労働者の場合には、工業労働者の場合にまして「精神的・風習的水準」が低く、経済的刺激が労働意欲の向上に作用しない質の労働力として把握されている。それは近代の工業社会の基礎となるべき労働者とはおよそ異質な、その意味でシュモラーにとって理解を絶する存在であった。だがこうした農業労働者も、程度の違いこそあれ、前述の工業労働者と本質的に同じカテゴリーに属するものであった。両者は共に、「生活水準」の向上を指向せず、高賃銀獲得のチャンスを利用しようとしない、自己の伝統的な生活軌道を「墨守」する存在なのである。

ではこうした「風習的状態」の改善はどのようにして生ずるのであるか。その前にシュモラーの「風習」概念についてかんたんに触れておこう⁽⁶⁾。

そもそもシュモラーによれば、^{ジントリツヒカイト} 風習性とは人間をして人間たらしめるところの、つまり人間の動物的・自然的衝動を規制して共同生活の文化と秩序を成り立たしめるところの根本的作用である。「風習性とは自然的なものの理性によって媒介された発展以外の何ものでもない。」(4.S.416.) したがってそれは人間の行為に理性を媒介せしめるものであって、各々の時代・諸民族にはそれぞれの仕方で、自然的なものと理性的なものとの独自なバランスと秩序とが成立する。それは「エーストス」となって人々の心に宿り行為を規定するとともに、逆に外化して「風習」と強制力をもつ「法」として行為を規制する。だからこのバランスと秩序とが何らかの原因によって互解すれば、「風習的理念の変化」をつうじて人々は、「異った生の土台の上で、異ったエーストスをもって、異った法をもって、再び別個の文化生活の調和と秩序とを再建するであろう。」(4.S.418.) この「風習的理念の変化」を流出させる窮屈の実体は「風習的民族精神」である。だがシュモラーにとって、こうした「変化」は単なる時代の継起ではなく、自然的なものに対する理性の優位の過程として一風習的進歩—、自然的衝動から発する「恣意」に対する理性の勝利の過程として描かれる。それは「恣意」に対する「自由」の増大に他ならない。⁽⁷⁾ 「個々人が競争の法的・警察的制限をもはや今日それほど必要としないのは、……風習的制限が増大したからであって、個々人の自由な意向がそれ自身として正当であるからではない。個々人の自由な意向は、人間的行為のあらゆる領域において、人間性と社会との一般的・風習的要求と和解する限りにおいてのみ正当化される。」(Ebenda.) 経済的自由主義が成立するためには、自然的衝動を理性によって抑制し、人間の共同生活と自己の欲望とをバランスさせる「エーストス」の持主が大量に存在することが必要なのである。

シュモラーの判断では、「抽象的経済学者は……全く外面的な財貨の生活に、物質的な量に執着し、経済的行為の根拠づけの要請に対して、人間の唯一の経済的動機としての利己心を指摘することで事足れりとしてしまった。人々はどこにも存在することのない抽象的な等質の人間を能

動的原理として仮定する, という誤りにおち入ったのである。(4.S.414.) これはもちろん誤解である。スミスの「経済人」は, 自然的衝動のままの利己心の追求をむしろ抑制し, 「徳と富」とのバランスを指向する「有徳の士」に他ならない。スミスは, 人々が「自然的自由」のなかで「共感獲得本能」によって導かれつつ行為すること, しかもこの「有徳の士」が当時の「中等および下層階級」に広汎に見い出されることに支えられて, 「経済人」を構成したのであった。⁽⁸⁾だが問題は, シュモラーがスミスを誤解したということよりも, ある意味では共通の問題に直面していたということである。シュモラーにおいては, 自然的衝動としての利己心の放縱を制御するものは, 自然的自由に内在する「共感獲得本能」ではなくて「風習的民族精神」であり「理性」に他ならない。ではスミスの「中等及び下層階級」に排出した「有徳の士」にあたるものはシュモラーにとって誰だったのだろうか。

(4)

この問題を検討することは, シュモラーの「経済的自由主義」そのものの理解を明らかにすることである。経済的自由主義とは一見矛盾するようにみえるイギリスの「工場法」の意義について彼はこう述べている。「当初工場主のこうした干渉に対する苦情は大きかったが, ……現在ではイギリスにおいてこの法律の正当性と有益な結果とをだれも否定しない。児童の緊張の緩和, 教授・教育の大なる可能性は, 労働者のなかにより強力な肉体的・精神的能力を創り出し, これはまた工場主のためにもなるのである。」(5.S.518.)「炭鉱の戦慄すべき状態は, イギリスでは同じ立法によって……是正された。そして議会は, 罰金によって, 工場での食事の改善を強制した。……最近のこうした類いのイギリスの法律, 例えば1864年7月25日の工場法拡大法は, 陶器・マッチ・雷管・薬莢・壁紙等々を製造する工場に関わるものである。高額の罰金の威嚇によって, 工場主に工場空間の清掃と換気とを義務づけるところの婦人・児童労働の規定がこうした工場に拡充され, 作業場での食事時間の強奪が禁止された。……たしかに分別ある雇主は, 労働時間のこうした利用は長期的にみて彼ら自身に損失をもたらすことを認識している。しかしながら工場主あるいは労働者が粗野で反風習的であればあるほど, 彼らは将

来のことを考えないのである。かくして法的・警察的助力が必要となるのであるが、それは風習的援助が欠けているからである。」(5.S.529.) シュモラーはイギリスの工場法を高く評価する。それは単に人道的理由からのみではなく、工場主にとっても長期的には利益になるからである。つまり自然的衝動=露わな営利心を理性の導きによって抑制しつつ、長期的視野にたって冷静に利潤追求を行う工場主、これが「分別ある工場主」であり、これを欠如しているのが「反風習的」工場主に他ならない。したがって「工場法」は、後者の工場主の「恣意」を抑制して前者の工場主の「営業の自由」を促進するだろう。シュモラーが「分別ある」工場主をこのように理解していたことは、次の文章によって明らかである。

「工場主は賃銀を低下せしめることに利害関心をもっている。これを否定することはできない。しかし工場主にとってはるかに重要なことは、勤勉で良き労働者層を雇用するという利害関心である。人々は一般に、労働および労働者の質がどのような影響を及ぼすか、という問題を見過ごしている。イギリスでは、極めて有能かつ熟練した1人の労働者の仕事量がドイツ人の2~3人の労働者のそれに匹敵する、ということがよくみられる。もし労働者各人に労働の刺激のために監督をつける必要がない場合には、常にそれだけの時間と賃銀とが節約されることになる。したがって有能な労働者層は、たとえ個々の労働者がおそらく2倍の賃銀を得たとしても、往々にして工場主にとってなお節約となるであろう。」

(5.S.536—537) ここでは「分別ある」工場主の利害関心が高賃銀・高能率の労働力によって支えられることが明瞭に指摘されている。まさしくこのような労働力の質—「監督」なしに労働に励む—への改善こそ、前述の「伝統的風習」に規定された、「賃銀鉄則」を成立せしめる—「労働者問題」の発生—労働者層の「風習的改善」の意味に他ならない。だからシュモラーにとって高賃銀・高能率を指向しうる労働者の質（有能な労働者）も、自然的衝動—労働と節約との忌避—を理性によって抑制（高賃銀と生活水準の持続的改善との結合）しうる人々である。「風習的・技術的進歩とともに、労働者の能率は、その生活欲求・生活水準・賃銀と同様に上昇するだろう。彼の道徳的克己は、競争を自己に有利に利用することを教えるであろうし、そのことによって工場主が損失をこうむることはない。工場主の勘定において、労働者に支払われる金額は、個々

の労働者の能率が増大すれば、賃銀の一般的上昇にもかかわらず、一層低下するであろう。」(5.S.547.) シュモラーにとって、近代技術の成果を合理的に導入し、冷静な利潤計算を遂行しうる工場主と、こうした発展に自ら適応しようとする有能な労働者との関係こそ「経済的諸関係の真に風習的な姿態であり、このことが経済的にも最善の効用をもたらすのである。」(5.S.542.) ⁽⁹⁾スミスの「有徳の士」が同時に「経済人」であったように、シュモラーにとっても「有徳の士」は「経済人」なのである。しかしシュモラーにおいては、この「有徳の士」は、まさしく理性の高みから「道徳的克己」をなしうる人々である。それはスミスのように、中等及び下層の人々に広汎にみられるのではなく、シュモラーにいわせれば、容易なわざではないのである。彼は、「自己の義務についての眞のイデー」と「自己の利害について眞の理解」とをもつ「人格」に到達することは極めて困難であって、「人間がめったに到達しない」境地であることを強調している。それは「恣意」と理解された「自然的自由」を倫理的理想的観点から止揚する意志の人間—フィヒテ的「自我」の所有者一に他ならない。

(5)

以上のこととは、シュモラーが、経済的自由主義はある特定の「エーストス」をもった人々によってのみ眞にその意義が發揮されうることを理解していた、ということを意味するだろう。だからシュモラーにとって、「経済的進歩」と「風習的進歩」との落差の解消—「風習的状態」の改善—を指向するような、本来の意味での経済的自由主義の担い手たりうる「工場主」や「労働者」が大量に存在するか、あるいはそうした傾向があるのかどうか、が問題になる。

彼は前述の有徳の「人間」の形成が困難であることを認めつつも、決して悲観的ではなかった。むしろそうした例が「まれ」ではないことを指摘し、むしろ現実の動向を楽観視したのである。彼は「高い風習的立場」に立つ工場主の例として、次のものを挙げている。それは、フランスのミュールハウゼンにおいて労働者住宅の建設と工場法の成立とに尽力し、「模範的」労使関係を実践した綿工場主 Dollfus、「通常の事業原則にしたがって設立され、労働者の博愛的待遇によって卓越して」いたロ

パート・オーウェンのニュー・ラナークの工場、「雇人たちが数年来そこがあたかも自分の事業であるかの如く働いている」イギリスのローソク工場、労働者の作業能率をひきあげるために利潤分配制一時間賃銀と利益配分の結合一を導入したパリの印刷業者等々である。(5.S.540—545.)これらの工場主は、労働者に対する「義務」と自己の経済的「利害」とを一徳と富とのバランス一つねに一致させようと努力している「高い風習的立場」にある人々であった⁽¹⁰⁾。他方で「経済的進歩」と「風習的進歩」とを統一せしめようとする指向は、手工業者層や労働者層にも存在していた。それは、手工業者層に、信用の拡大・原料の共同購入・共同の工場設立をつうじて、その經營を「工場的に」拡張せしめることを可能とし、また「事業の指導・管理、および一市場の全体的な状況を把握し、……ある程度の知性を必要とする業務の遂行にかかる一精神的労働の能力」(1.S.45—46.)を育成しようとするシュルツェ＝デリッチ型の協同組合運動、ブラック・システムにみられるような名目賃銀を引き下げようとする「反風習的」工場主の賃銀抑圧に対抗する労働者層のロッヂデール型の「消費組合」(1.S.37—38.)、「工場主の結合に対抗して、少くともある程度対重を獲得し、共同して自らの賃銀について交渉し、緊急の場合には罷業を実行するため」の、労働力需要に対して意識的に「労働の供給に……強さを与え」ようとするところの、「風習的・社会的に高度な労働者」によって指導される「労働組合」運動(5.S.530.)、である。

このようにシュモラーは、「自助」の運動を基本としつつ様々な啓蒙的活動をつうじて人々の「風習的状態」が改善されることを期待していたのであった。この期待が大きかったからこそシュモラーは、「労働者問題」が過渡的な現象である、との立場に立ちえたのであった。それ故にシュモラーは、国家と上流階級との義務一工場法の制定・団結権の承認・下層階級の教育一を説きつつも、これらの機能が「自助」の運動を強化し、前述の「エーストス」の担い手が大量に創出されることによって、「営業の自由」それ自体の展開のなかに問題解決の鍵を見い出したのであった。

「営業の自由」=経済的自由主義のこうした「内面的」理解こそ、シュモラーをして、フィヒテの「封鎖商業国家」あるいはラサールの「労働者国家」にみられるような、国家の経済過程に対する直接的介入・統制を拒否せしめた本当の原因であろう。すなわち彼はフィヒテの「理性国

家」が、絶対的善の実現を法に委ねたために、労働の正しい配分、外国貿易の封鎖と国定貨幣の発行、奨励金の交付等々をつうじて「所有の平等化」や経済的流通における「反風習性」の矯正を「配慮」する「一つの場所から操作されるメカニズム」を構想したことを批判し、こう述べている。「フィヒテは……彼が表明する倫理的要求を法的形態で包まねばならない。この外的な経済的生において、ただ情念・盲目的利害・罪多き利己心だけが支配するということが真実ならば、フィヒテの体系も真理から遠いものではないだろう。だが幸いなことにそうではなく……経済的生においても倫理的な根本思想がますます侵透し、自由な文化生活から……相互的緊張・制度・機関が生成し、これらが経済的生において現実に善であり正当であるものからの逸脱を困難かつまれなものにするのである。風習的文化の高まりとともに、人々は経済的生においても、自ら制限する適度な利己心がすべての個々人の奮闘努力の源泉として、風習的にも正当化されることを……認識しはじめるだろう」⁽¹¹⁾。この適度な利己心の抑制が「経済的進歩」と「風習的進歩」との統一の源泉である。だからフィヒテの「メカニズム」は、人々をして「経済的進歩」に駆り立てる抑制された利己心を圧殺してしまうだろう。その意味でシュモラーは「適度な利己心」によって構成される「市場経済」の信奉者であった。ラサールに対してシュモラーはこう批判する。「ある部門に存在する唯一の大協同組合は、もはやなんの危険負担も競争もなく、今や欲するままに劣悪で費用のかさむ仕事を行い、無秩序と未熟とによってその内部で莫大な浪費をする、ということだけを意味するのだ！対外的競争戦において、危険負担は、内面的有能さと諸能力の大きい傾注との試金石ではなかろうか。結局は破産・支払不能に落ちいる、という無秩序で劣悪な経営に対する危険負担の報いが、個々人に最大の有能性を発揮せしめる最大の動機ではないだろうか。」(1.S.59.)これは市場経済のメカニズムが人々の「内面的」作用に及ぼす影響からのラサール批判なのである。

以上のように、60年代のシュモラーの「社会問題」観は、スミスとはまた違った意味での「有徳の士」＝「経済人」の構想をもち、こうした人々に担われて実現さるべき「市場社会」と現実との落差を、市場経済に適応しない労働者層の「エーツス」から探し出して、この乖離を縮めよう

とする政策的関心に支配されていた。だがシュモラーはこの問題の解決を、基本的には「営業の自由」そのものの展開に委ね、したがって人々の自発的な様々な「自助」の運動—「風習的」自覚の向上—に全幅の信頼を寄せたのであった。「生産と資本との増大とともに…内面的向上が歩調をそろえて進んでいくにちがいない。……問題はただ、いかなる援助も外面向いてではなく、内面的に作用すること…である。」(I.S.62—63.)人々の経済行為を精神的・内面的観点から理解して政策を提起すること—これがシュモラーのいう「経済学の倫理的基礎づけ」なのである。

【註】

- (1) 1. Die Lehre vom Einkommen in ihrem Zusammenhang mit den Grundprincipien der Steuerlehre, in: *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft* Bd. 19. (1963). 3. Johann Gottlieb Fichte. Eine Studie aus dem Gebiete der Ethik und der Nationalökonomie, in: *Zur Litteraturgeschichte der Staats = und Sozialwissenschaften*, Leipzig 1888. 4. Die ländliche Arbeiterfrage mit besonderer Rücksicht auf die norddeutschen Verhältnisse, in: *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft* Bd. 22. (1866). 5. Die neueren Ansichten über Bevölkerung = und Moralstatistik, in: a. a. O.この他にも筆者が入手した論文が数点ある。
- (2) 以下においては、Bd. 14. Heft 4., Bd. 14. Heft 5., B. 15. Heft 1.を各々 4 . 5 . 1. と略記する。
- (3) 「かつて農村の人々の服装がきわめてみすぼらしく不十分だったのに對して、現在では下僕ですらその多くがラシャの上着や外套を身にまとっている。とくに近年ではいたるところで、こうした階層の奢侈の増大が嘆かれているほどである。しかしながらより良好な状態を……消費の増大に利用することは非難すべきことではないのである。」*Die ländliche Arbeiterfrage*, S. 230.この他にシュモラーは良質の家具・食事の普及、植民地産品の消費の増大も指摘している。
- (4) ワーメル、米田清貴・小林昇共訳『古典派貨金理論の発展』1958年、第7章参照。なおスミスとリカードの高質銀論については、小林昇「アダム・スミスにおける貨銀」(『著作集』II, 1976年所収)、内田義彦『経済学史講義』1961年、第六章参照。
- (5) シュモラーの「所得論」を貫く、つまり所得を「収益のカテゴリーや経済的計算問題の産物ではなく、人格の概念から、その欲求充足との

- 関連から生ずる生きた全体」として把握しようとするモチーフは、こうした生活水準の向上を可能とする所得と課税との関係をさぐる、という問題意識から生じている。Die Lehre von Einkommen. S. 52.
- (6) シュモラーの「風習と法」については、中村貞二、前掲書、31ページ以下参照。ただし本稿の「総括と展望」を参照されたい。
- (7) シュモラーは人間の意識的行為が決して「動機なき行為」ではないことを強調しつつこう述べている。「自由に行為するとは、ただ感性的な……動機から自由であることであって、自己を人間の倫理的・精神的规定へと鍛え上げることが自由なのである。だから至高の自由とは恣意ではなく規定性であり、しかも絶対的善・理想による規定性なのである。」*Zur Litteraturgeschichte*. S. 199. 後述するように彼はこの「絶対的善」の客観的一致を信じていたのであるが、それでもシムラーが「自由」は「恣意」でないと指摘していることは見過ごせない。というのもヴェーバー以前の「歴史学派」は、「意志の自由」を「非合理的なもの」、「計算不可能なもの」と理解してきた、というのが通説的な解釈だからである。例えばヴェーバー・林道義訳『理解社会学のカタゴリー』(岩波文庫)の訳者解説参照。
- (8) 大河内一男『スミスとリスト』1943年、第一章、船越経三『アダム・スミスの世界』1973年、第二章等参照。
- (9) シュモラーは「農業労働者問題」においても、「分別ある工場主」に対応する「知性に富んだ」農場主を指摘しており、彼らの経営を「合理的経営」と呼んでいる。それは近代技術の導入と集約的耕作の遂行を指向し、良質な農業労働力を確保しようとする人々である。これと対照的に、伝統的経営方法に固執して封建的主従関係を基礎としつつ、ただ安価な労働力を一したがって能率の低い一のみを求める「騎士農場」主の対応—われわれがユンカー経営の「合理化」・「貨幣経済」化と呼んでいるもの—をシュモラーが厳しく批判しているのである。Vgl. Die ländliche Arbeiterfrage. S. 185, 205–206. シュモラーの理想は、イギリスの借地農業者と農業労働者との「当事者間の誠意」にもとづく双務的契約関係の上に展開する「合理的経営」である。S. 214. なお、イギリス工場法と「開明的」工場主との関係については、戸塚秀夫『イギリス工場法成立史論』1966年、参照。
- (10) 「農業労働者問題」ではこうした農場主の例として、プロイセン枢密顧問 Boltz の「大農場企業」(精糖・火酒工場を兼営)を挙げている。この農場の特徴は、有能な労働力を確保するために破格の待遇をして

いること、工場のための自前の労働者養成施設を所有していること、労働者層に対する農場主による（「上からの」）「道徳的」規律が厳格なこと、であった。そして注目すべきことに、この養成施設の経営は大幅な赤字（修了者に求人が殺到するという）のため、シュモラーも個別の雇主のレベルでは必ずしも「高い風習的立場」と「経済的利益」とが一致していないことを認めている。これは東エルベの農業労働者層のように、一層「風習的水準」が低い場合には、有能な労働者を雇用するという観点は、「経済的利益」の追求にもまして「気高い」「犠牲」の精神が要求される、ということを示唆している。（もっともシュモラーは、遠い将来必ず「代償」がえられるだろう、との段階では楽観視している。）S.217f.この事実は、経済的自由主義のなかに「風習的進歩」と「経済的進歩」との統一を見る60年代のシュモラーの構想に生じた小さな亀裂のように思われる。この亀裂が大きくなつたとき、やがて「知性に富んだ」「分別ある」（シュモラーは「人間的な」ともいう）雇主にかわって、あの啓蒙的な王制—「貧者の王」—が登場してくることになるだろう。

(1) *Zur Litteraturgeschichte.* S. 75—76.

3. 『19世紀ドイツ小営業史』と社会政策の提起

前述のように60年代のシュモラーは、「労働者問題」の解決を楽観視していたが、それは中産層=手工業者層との関連でいえば、むしろ伝統的手工業者層の「没落」を「不可避」とする立場であった。すなわち手工業も「経済的革命」の波に巻きこまれつつ、プロレタリア的小親方や職人層が、工場的大経営およびマニュファクチュア的手工業の「有能」な労働者に転進していくであろう、とシュモラーは考えていたのである。

「自助」の運動とは、伝統的手工業層の一部を「企業家」に、爾余の部分を「労働者」へと陶冶するものに他ならない。では一体いかなる理由でシュモラーは、この「楽観論」を放棄したのであろうか。その理由を大著『小営業史』のなかに探ってみよう。

(1)

シュモラー自身が、「労働者問題」での論述を引き合いに出して自己批

判している文章が本文中に一箇所存在する。それは、「私自身もかつてはほとんど無条件にこう述べた」、と切り出して、前記の「健全な中産層」の増大、プロレタリア的小親方の消滅、手工業職人の「生涯」にわたる労働者化を指摘した文章を引用し、その後でこう告白している。「たしかにこれは多くの正しいことを含んでいる。特に大都市では、新しい種類の市民的中産層がここ数十年の間に増大し、それはかつての親方を超えて大企業家に接近しており、多数の職人・労働者を雇用し、その大部分は人間的にも勤勉と行動力によって卓越し、かつ技術的にも近年のあらゆる進歩を追求している。

しかし我々が、このことを一方で喜ぶべきことと歓迎したとしても、またこうした発展が一定の意味で必要であることを認めたとしても、このことがさしあたって、職人や徒弟にとって悲しむべき裏面をもつことを少くとも忘れるべきではない。それは彼らの独立の可能性をますます減少させていくのである。」(S.338.)

これは独立を志向する手工業者層の「心理的」衝動を彼が過小評価していたことを反省した文章である。かつてシュモラーは、「社会問題」を「労働者問題」の観点からのみ把握していた。こうした視座の反省を促し、前述の文章を書かしめた理由は、第1に、1830年代後半から顕在化してくる「手工業者の窮乏」が「手工業の過剰」という形で現象してくること、第2に、手工業・小営業の存在形態が思いのほか多様性に富みかつ複雑であること、であった。第1の論点からみてみよう。

シュモラーはまず、とりわけ1840年代以降「大企業—就中完成された技術・大資本・視野の広い商人的管理」という長所を併せもつようなそれが、今や……かつてのイギリスと同じ水準に到達した結果、こうした「新しい時代」に適応した手工業と適応しえなかつた手工業が生じ、「全体としては後者が圧倒的であった」と指摘している。(S.79.) 彼は、プロイセンの総人口中に占める手工業人口(家族を含む)の割合が、1849年の16.52%から1861年の14.87%に至るまで一貫して遞減している事実を挙げつつも、その中で雇人を増加させ「工場制度を導入し始めた手工業」や「福祉の増大とともに拡大する手工業」—靴屋、仕立屋、婦人帽製造、大工、左官屋等々の一部が繁栄していること、しかしそれに対し「大部分の小事業の状態は…有利なものではなかった」ことに注

意を促している（S.94—95。）そしてシュモラーは、当該期の「大部分の小事業」の「惨憺たる像」について、様々な報告書から引用している。その一部を紹介しよう。「手工業者の販売は減少し、しかもそれはますます下層階級向けに限定され、その反対に彼らの数は増大し、その状態は家屋あるいは土地を所有しているときのみ安樂であるが、それらがなければ小親方の状態は、単純な日雇労働者の水準を超える、彼らは年市を巡廻したり、自分の営業の仕事のほかに日雇い仕事に出なければならない。」「小都市には多くの場合、きちんと養成されていない、未熟な、作業用具の不備な手工業者が住んでおり、彼らの数は需要を上回っている。」

（S.96。）「都市の小手工業者の状態が……悪化するにつれて、ますます手工業者は農村に移住する……。そうすることのできない多数の勤勉な手工業者も、競争者の数が多すぎるために、自己の存在を維持することは不可能である。」（S.97。）

これらの論述は、産業革命の展開過程において、こうした過程に適応していく、いわば新型の手工業と、ツンフト的手工業の伝統的基盤の上で社会の底辺に滞留する旧型手工業との分解が生じ、後者の「窮乏」が「手工業の過剰」という形で現象していることをはっきりと物語っている。「手工業の窮状」を調査すべくプロイセンに設置された委員会に出された最大の「苦情は、あまりに容易に居をかまえて事業を開設できる、という点に集中していた」（S.86。）といわれている。ここでは「営業の自由」は、手工業者層の分解をひきおこしつつも、工場制度への展望を含んだ資本・賃労働関係の形成と直接帰結するのではなく、むしろそうした関係から常に離脱して、プロレタリア的小親方の再生産に結果していった。シュモラーは、ヴュルテンベルグの各地の商業会議所の報告から次のような事実を引用している。「手工業者の殺到は、資本を必要としない営業にのみ存在する。それは靴修理、仕立屋、指物師……で、彼らは自己の営業とともに親方のためにも仕事を続ける。……古株の職人は……自分の小さな事業を開設し修善を引きうけようとする。それでも彼らのうちの相当数が再び親方のところへ帰っている。」「営業の自由の影響は、一方では結婚の数の増加に、他方では営業現場の増加に示されている。今まで工場的に営まれる大きな事業で働いていた労働者が、その熟練を信用にして一しかし残念なことに、往々にして相応の資金も企業家にと

って必要な事業・市場の知識ももたずに一自分の事業を開設し、そのことで彼らは敵との競争戦に参加するのだが、彼らが敵の優位を知るのは、小額の資金が使いはたされその上借金までした後になってからであって、その時にはもう後の祭りなのだ。」(S.115—116.) 極端な場合には、こうした人々の一部は、「行商」人となるだけでなく、不況の折に「行商」という形の物扱い」まで行い、「このような人々が、地域に定住し高い税金を納めている商工業者の販売を侵害し、彼らの放浪生活は、その道徳的・経済的破滅の原因となっている。」(S.117.)

シュモラーが夥しい資料の山から摘出したのは、自己を工場労働者として陶冶するのではなく、また十分な成算一資金と企業家的能力一をもって独立を志向するのではなく、単なる衝動から安易に独立しようと/or>る、その意味で近代的工場制度への順応を自ら拒絶する一群の小営業従事者であった。しかもかつてのツンフト制度下にあっては不可能だったこれらの人々の独立は、「営業の自由」の故に可能なのである。(だから結婚の数も増加する。)こうした人々の存在は、まさしくシュモラーの「楽観論」に対する生きた反証であった。彼はこう述べている。「人々は経済的自由が別の性格・属性を、つまり別個の人間を創り出すことを期待した。」しかしながら、「経済的階級を下降するにつれて、彼らの行為を規定するものは、もはや個々人にとって経済的に最善のものに対する認識ではなく、近視眼的な享楽欲、無為への殺那的傾向である。すなわち様々な種類の不道徳、それに附隨する動機が、ここで国民経済学が考慮すべき心理的要因をなしているのである。」(S.117.)この論述は、60年代のシュモラーの視角の転換を意味するのではなく、その重要性を再確認させたことを意味する。すなわち彼はそもそも労働者層の「内面的」理解をめざしていたのだから、あの「賃銀鉄則」批判にみられたように、必ずしも経済的合理主義の観点から行為しない人々の存在をすでに熟知していたはずである。「労働者問題」では「別個の人間」の創出が「樂觀」的に理解されていたのに対して、「小営業史」では、こうした課題—「エートス」の変革—が実は容易ならざるものであることを気付かされたのである。⁽¹⁾こうしてシュモラーは、改めて「経済学の倫理的基礎づけ」に立ち帰って、小営業従事者の経済的行為を規定する「心理的要因」を解明しようとするのである。

(2)

ところで、シュモラーは当該期の手工業・小営業の存在形態をどのように把握していたのか、という問題について今少し詳しく検討してみよう。

彼は、機械制大経営の形成、交通制度の変革、市場構造の変化に伴って手工業・小営業がいかなる影響をこうむるのか、という疑問を提出し、次のように論じている。まず第1に、工場制度の普及が直接手工業に打撃を与える場合である。「工場が手工業と……同じ商品を供給している少數の部門では、工場は手工業を圧迫し、それを駆逐する。」(S.308.) 例えれば産業革命の展開過程に典型的にみられる手紡糸工・手織工の没落は、その代表的なものであろう。第2に、工場制度が手工業に促進的効果を与える場合である。それは工場制度の補完部門・修善部門として存在を維持し、拡大の可能性をもつ。例えば、「多くの指物師、桶屋は、もっぱら大工場で使われる梱包のための箱や桶を供給する。……多くの錠前工、鍛冶屋、車大工は、今日工業地帯で……完成品を製造するよりもはるかに修善の仕事に従事している。」(S.197.) 第3には、産業変革の影響を受けつつも、最終的消費財・加工工業の故に様々な経営規模が混在する分野の存在である。例えば、「鞣皮業は本質的に変革された。大事業も存在するが、中小の事業もなお存在する。皮革加工業は著しく多様になった。個々の事業は、ただ鞍だけを、他のそれは旅行用品等だけを製造する。これと似ているのは製本業で、それは独立の小事業一小箱、カバー、アルバム、カルタ等の各々の製造一となつた。造花、トランプ、クシ、紙袋……はほとんどが小事業の手中にある。ブリキ職人のうち、現在ではある者はランプ、馬車のランタン…に特化している。」(S.200.) これは伝統的手工業が解体して、需要に応じた製品の専門化・特化が進行し、大経営も分出する一方で、新しい製品開発等をつうじて絶えず小営業の存立の可能性がつくり出されていることを示している。⁽²⁾ こうした分野では作業工程の一部分に機械が導入される場合もある。「最小の事業でも、新しい機械、つまり……タワメ機、円形剖貫機が使われている。」(Ebenda.) こうした第2・第3の部門は、手工業親方・職人の「企業家」への上昇がなお客観的に可能な分野なのである。「有能な親方は、在庫めあてに仕事をしようとし、就中局地的販売以上のものを求めている。彼はあらゆ

る技術進歩を利用しようと試みる。彼は他の事業が提供するより改善された部品を購入し、特定の専門品の製造に……自己を限定する。需要の変化に対応し、彼は往々にして全く新しい製品を完成させる……。彼は2～3人の労働者を雇用するが、これらの労働者は、……この部門が分離する以前の様々な営業に属していた人々である。

こうして社会的には、小企業者という全く別の身分が成立し、それは事業規模・資本の大きさの点で……旧手工业者と異ったものではない。彼らはもともと有能な職人、^{フアブリカント}単なる労働者、商人であり、こうした人々は皆、現在では好んで自らを工場主フアブリカント一たえ1～2人の労働者しか雇用していないとしても一と称している。」(S.198—199.)前述の如き手工业・小営業分野の頂点には、このような「自らを工場主」と呼ぶ「有能な親方」たちが旺盛な企業活動を展開していたのであった。

しかしながら、他方において、産業的変革とは無縁の、局地的需要を指向する伝統的手工业の存在もこの段階では極めて根強いものであった。シュモラーによれば、それは、技術変革が及びにくく、製品の性質から小事業の方が有利な製パン業・肉屋等々の小經營、あるいは、小都市から農村において残存している伝統的な自給的「家経済」と密接な関わりをもつ手工业者・遍歴職人などの多様な存在であった。彼は未だなお、顧客の家で仕事を行う指物師、装飾業者、桶屋等の例を指摘している。

(S.178—179.)こうした伝統的手工业の残存を許容するものは、「伝統的風習や家の慣習」と「局地的需要」であった。「旧幣な慣習は工場生産に阻止的に作用する。……下層階級や彼らの主婦は、依然として年市で、個人的に知己の織布工のところで購入しようとする。現在でもなお、多くの織布工は、もっぱら中古の糸—それは解体した靴下・古着・端切れからつくられる—を貧民向に織る仕事に携わっている。……今日なお質素なフランネルは……小商人が工場主から買い入れた近代的なズボン・チョッキ・婦人服地と並んで、毎年の年市でみかけることができる。」(S.526.)「こうした局地的需要は、……現在にいたるまで製パン工場がきわめてわずかの地方でしか征服していないこと、昔ながらの職業的製パン屋がなお確実に支配していることの最大の原因であった。」(S.414.)これらの事実は、工場制度の展開に対抗するところの、伝統的手工业を再生産する基盤が客観的に残存していることを示している。以上のようにシ

ュモラーは、当該期の手工業・小営業の存在形態を、工場制度の進展とともに消滅すべき部分、それに適応して新しい手工業として再生可能な部分、伝統的手工業の存在という形で把握していた。

(3)

ところで、前述の「手工業の過剰」は、注目すべきことにいづれの分野にも存在するものであった。シュモラーはこう述べている。「私は……手工業への殺到が、古い手工業であれ新しい手工業であれ、現実の長期的な経済的需要に必ずしも対応しているものではない、ということを指摘しておきたい。人口の急速な増加につれて手工業への流入が安易に生ずるのであるが、その原因は営業の長期的需要にではなく、心理的・道徳的性質をもつ……別の事情にある」(S.343.) これは前述の「心理的要因」の意義を再確認する言葉である。「経済的に最善のもの」を指向しない「心理的要因」とは、需要と経済人口の地域的・職業的配分とを無視するような「心理的・道徳的」要因なのである。ではそれは何か。シュモラーの説明によれば、それはまず、求職者の職業選択の伝統的な、あるいは安易な態度である。「ここで問題となっている階層においては、学校を卒業した14歳の少年は、目下最大の需要のある職業を明確な知識をもって選ぶとは限らない。父の営業に対する……伝統的固執はまだ最悪とはいえない。偶然とか、(仕事に就くための費用が—引用者)安上がりですむとか…そうした類いの動機は…もっと悪しき影響を及ぼす。」次いで、親方・雇主の側で誘因が存在する。「事業がときとして成長すると、当該事業主は普段より多数の徒弟の採用によって—これがさしあたって最も安上がりだからである—長期的な需要問題を考慮せずに切り抜けようとする。」(S.345—346.) これは日雇・奉公人の費用の徒弟採用による節約を意味し、それは当然、職人の過剰→プロレタリア的小親方の簇生を招来するであろう⁽³⁾。また他方でシュモラーは小売業における「過剰」についてもこう説明している。「夥しい殺到は心理的に容易に説明できる。もし小店舗で生活することに成功すれば、これは最も快適な事業である。特別の勤勉も労働もなく、店主はカウンターの背後に座って、しばしば何時間もタバコを吹かし小説を読む。……これが居酒屋・旅館・食料品小売業の過剰や安易で問題多き存在をもたらす動機である。それはこれ

らの分野で、詐欺・粗悪品・流通の奇形—これが消費協同組合を必要とさせる—をひきおこすのと同じ心理的原因である。」(S.213—214.) シュモラーはこのように、手工業・小営業従事者が、伝統的な職業観あるいは自らを「有能」な労働者として鍛え上げようとしない勤勉を忌避する「怠惰」な「心理」、そして雇主の側での「有能」な労働力を養成し雇用しない「心理」に求めたのである。彼らはシュモラーからみれば、「堕落した」、「不道徳な」、価値を貶められるべき存在であった。

そしてこうした手工業者の極端な例は、あのシュレージエンの麻織物業に代表される手織工の場合である。18世紀末以降「販売は停滞し価格は低落したが、生産は制限されなかつた。小親方はひき続き生産を継続し、それどころか、プロイセンにおける営業の自由の公布と他の営業部門でも生じていた窮乏とは、至る所で一とくにシュレージエンで—むしろ一層の殺到を引き起こした。麻織物商人や富裕な織布工は、多くの同僚のように破産しないために速やかに事業から手を引いたのに対して、未熟な小織布工の供給は増大した。……織布工として踏み止まつたり、新たに参入した人々は、資力のない未熟練の織布工だった。彼らは窮乏のためとはいえ、価格の圧迫によって生じた損失分を、拙速な、混ぜものによる生産によって償おうとはじめたのである。」(S.547—546.) 「とくにシュレージエンでは、人々は価格下落を……生産物の粗悪化と考え、そのことによってドイツの麻織物の評判は下がる一方だった。新しい化学漂白が導入されてもそれは正しく理解されなかつた。製品としては通用しない日焼けした商品が、再度糊づけされ仕上げられて輸出用に梱包された。綿との詐欺的混紺が……年々増加した。」(S.547.) 「商人は可能な限り価格を押し下げる。……彼らは事業の昔からの方法の軌道から逸脱せずに、新しい方法や機械を導入する努力や危険を引き受けることなく、それでもできるだけ多くの利益を得ようとする。すなわちこのためには、可能なかぎり工賃を引き下げる以外にはない。これが常に成功したのは、労働者の供給が過大だったからである。」(S.553.) 「40年代の窮乏の後、人々は……単純な織物の手織業は一とくに綿織物業では一全く消滅した、と考えたにちがいない。その後…1851—57年、1858—61年のアメリカ向輸出の著しい増大は、価格と工賃とを引き上げ、手織工が再び存続しうるかのような変化を惹起した。もっぱら機械織機が増加する

のではなく—もちろん部分的にはそれも生じた—、人々は再びわずかな工賃で満足する手織工を数多く雇用し、……現在でも多くの麻織工が綿織工に移っているのである。」(S.566—567.)⁽⁴⁾

ここではシュモラーが問題にした手工業者層の「心理的」状態が一層くつきりと浮かび上がっている。それは彼の言葉でいえば「技術的・商人的教養」をもたず、「因襲にがんじがらめに拘束された」商人や手工業者であった。一方には伝統的経営方法に固執して利潤追求欲だけが肥大している商人や親方、他方においては、伝統的生活態度を固守して「高賃金」を求める、性急に独立しようとする寡欲な職人・労働者—こうした存在が「手工業の窮乏」＝「手工業の過剰」の眞の原因である、とシュモラーは考えた。本来ならば「没落」すべき手織工すら再生産されるのである。だから彼は、大衆向けの単純な織布業では、「工場制度への速かつ断固たる移行は、ただ望ましいだけである」と素気なく述べている。

(S.559.)このような親方や職人は、シュモラーの考える「所得の平等化」とは無縁の存在である。彼ははつきりと述べている。「人々はより高い観点から別の判断を下すだろう、というのももし手工業者の数は多いとしても、そのかわりに彼らが未熟かつ怠惰で、あまり勤勉でない多くの人々を抱えている場合には、それ自体幸福なこととはみなさないだろうからである。たとえ営業の自由と技術の進歩とともに生ずる財産の不平等な分配、中産層の部分的消滅を深く嘆いたとしても、人々は常に別のところにある進歩を比較して念頭におくであろう……。」(S.314—315.)これは、「手工業の過剰」に対して「営業の自由」そのものの制限＝ツンフトの復活を要求する人々に向かって語っている言葉なのである。したがつてシュモラーは、「手工業の窮乏」をツンフト的制限によって打開しようとする親方たちの「利己的動機」を厳しく批判する。「新鮮な向上しようとする力をもつ人々は、信用組合、営業組合、労働者教育組合に献身する。……全力を尽くさずに安楽な実存を願う人々は…インヌングに献身する。」「インヌングの頂点に立つ人々は営業的進歩に対する理解をもたない人々である。」(S.89.)その意味でシュモラーは、60年代と同様、ここでも「営業の自由」を断固として弁護しているのであって、前述の「心理的要因」につき動かされている手工業者・小営業者を、「過剰」と「窮乏」とをもたらす「営業の自由」の軌道から、「営業的進歩」を生み出す

べき「営業の自由」のそれへと転轍すること、これが彼の課題なのである。

(4) 章

では手工業・小営業のどのような分野でこうした客観的可能性が存在しているのであろうか。前記(2)で指摘したように手工業・小営業の客観的可能性は決して消滅していない、とシュモラーは考える。すなわち、工場制度によって直接駆逐されてしまう分野、手工業においても規模の拡大が顕著な分野、自給的家経済の解体とともに消滅してしまう分野、これらを除いて、あの「自らを工場主」と呼ぶ親方が分出しているような、製品の特化・専門化によって市場の動向に対応できる手工業分野は、未だ「独立」の可能性が存在している、とシュモラーは考えたのである。彼は、イギリスやフランスの「産業革命」の過程が機械制大経営を基軸として進展しつつも、決して中小規模の事業経営それ自体を消滅させるものではない、ということに注意を促しているのである⁽⁵⁾。その例をいくつか挙げてみよう。

1. 「例えばDr. Peezは、フランスから1867年……なお2万台の手織機が存在することを報告し、こうつけ加えている。「……フランスでは厚手の普通の織物の場合、手織業と機械との絶望的競争はもはや問題ではなく、むしろ高度に発達したフランスの高級品産業が……大量の織物を必要としていることである。」」(S.571.)

2. 「イギリス、とくにリーズとその近郊で今日なお一般的な事業組織」は、「力織機が手織機にくらべて顕著な利益をもたらさない、という羊毛工業の特殊性」の故に、織布工が「集って株式工場を設立し」—準備・紡糸工程—、「経緯糸を自分の家あるいは作業場で手織機で、しばしば家族成員によって織らせ、この織物はまた工場で漂白・洗浄され引き延ばされて、光沢仕上げをしないままで販売される」というものであった。

「それは独立の小営業、協同組合、工場制的販売の幸福な結合である。」(S.583—584)⁽⁶⁾

3. ロンドンの傘製造業についての Hoffmann の記述からの引用。「雨傘・日傘の骨組の製造は、主として小親方によって営まれている。……イギリスがこの産業で優位を獲得したのは、新しい高価な機械の導入…

というよりも、むしろ分業の原理の道理にかなった適用の結果であった。」

4. バーミンガムの金属加工業に関する博監会報告(1851年)からの引用。「その都市は1820年で10万人、現在では24万人の人口がある。当地の事業は単に大資本によって営まれるのではなく、資本金が3000—5000ターラーを超えない事業が多数存在している。個々の企業家が一定の空間を必要とする任意の馬力数の蒸気力を賃貸して、小工業主・手工業者が作業機と道具とだけがあればよく、高価な動力機を備える必要がなくなつて以来、小事業は増加しつつある。」(S.659.)⁽⁷⁾

以上のようにシュモラーは、「産業革命」が単なる機械制大経営の展開=経営規模と資本規模との巨大化として把握するのではなく、もちろんそれを基調としつつ、近代の市場・技術の変化に適応していく中小経営の客観的可能性を認めていた。こうした例はドイツでも存在した。「あちこちで若干の有能な親方が団結した。錠前鍛冶は、打抜機・プレス・回転バサミを備えて仕事を行っている……。ここでも小親方の正しい教育、正しい地域的結合、共同の機械力の利用があれば、バーミンガムのそれと同様うまく維持されるのである。」(S.659.)

ところでシュモラーは、前述の局地的需要に基づく伝統的手工業—製パン業、肉屋、醸造業等々一に関しては、やや異った角度から検討している。これらの小営業は、当該地域の消費慣習、製品の性質からみて遍歴手工業のように簡単には消滅せず、自給経済の解体とともにむしろその需要は増大する傾向をもっている。したがってこれらの小営業の存続の可能性は、地域の「伝統的風習や家の慣習」の他に地域住民の富裕度に依存するであろう。小営業は「一方における財産所得の分配と他方における……人口の配分によって条件づけられている」ということである。小営業は、小土地所有と農業的小経営とが支配するところで、少数の日雇労働者の小屋を有する威信高き騎士農場のかわりに多数の大きな村落が存在するところで、人口希薄な農村・少数の巨大都市のかわりに、中小都市が数多く存在するところで、最も強力である。つまりシュモラーは、これらの小営業（それは結局のところ小営業全体にもいえるのであるが）の存在が、所得配分を規定する土地所有の配分に依存していることに注目している。こうした認識の基礎にあるのは、エルベ川を境にした手工業・小営業の密度の相異であり、故郷ヴュルテンベルグの18世紀

末の調査結果であった。それは農村における多数の手工業の存在を指摘した調査である。「きわめて厳格な都市強制が支配していたところでも、ずっと以前から、多くの手工業者が、人口稠密で富裕な農村に一部は隠れて一住んでいた。」「村落の手工業者の数が……今日以前より多くなっていることの理由は、著しい人口増加と…農地の細分化—そのために農民は農場のみで生活することが不可能となり、したがって手工業を習得する一である。」(S.265.)これは、富裕な農民は局地的小営業の存続を可能とし、他方農地の細分化は、小営業の「過剰」をもたらすことが示唆されている。したがって小営業の「過剰」は、単に「心理的要因」のみに帰せられるのではなく、「農場のみで生活」できないような「農地の細分化」にも求められねばならないだろう。「小土地所有」とは「農場のみで」生活可能な「農民的的土地所有」なのである。⁽⁸⁾

こうしてシェモラーは、局地的小営業が、工場制度とともに生じた「小さな改善や発明」を積極的に導入しつつ(S.414.), 「富裕の進歩とともに」存続の可能性を保証されている、と考えたのであった。

(5)

では、こうした『小営業史』の論述から、シェモラーはどのような結論と「積極的な社会政策」をひきだすのであろうか。

彼はこれまでの論述を整理して、手工業者を次の二類型に「分類」している。

1. 「最も有能な親方—彼らは胆汁質で精神的・肉体的に最も強力な資質をもち、諸関係の圧迫のなかでむしろ自己を高揚させる—、それは自力独行の人々self made menであり、シュルツェニデリッヂの協同組合の支持者であり、親方自身の内部における営業の自由の賛同者であり、政治的にはほぼ完全にリベラルな人々である。大工場の所有者にまで立身出世する人々は、常に彼らのなががら出てくるのである。」

2. 「その反対に大多数の小親方は、日々の窮状を脱け出せないだけでなく、昔ながらの物の考え方を脱却していない人々である。彼らは、單に怠惰で粘液質であるばかりでなく、「中級品の人間……である。彼らの中には相続財産で裕福になった者が数多く存在する……。彼らは父祖と同じように手工業を営もうとする。彼らは新しい時代を理解せず、かつ

て手工業はもっと良い状態にあった、という曖昧な記憶をもっている。彼らの志向を正当化しているものは、伝統的な紀律と風習と…に対する偏狭な執着である。彼らは手工業問題の救済を、もっぱらツンフト法とインヌングの中にのみ求めるのだが、それらのものは手工業のために何もしていないのである。」(S.666—667.)

これはシュモラーの問題関心の所在と類型化の方法が最も鮮明に現われている箇所である。彼は60年代の労働者層に対する「内面的」理解をさらに発展させて、広汎な手工業者層の「エーストス」把握に及んでいる。それは、胆汁質と粘液質という遺伝学的要素を混入させつつも⁽⁹⁾、事実としては一方の近代的—勤勉と節約—自力獨行の人—営業の自由、他方の伝統的—怠惰—相続財産—ツンフト的指向、という一連の組み合わせに対する認識を示しているのである。そして前者の存在こそ真の意味での「営業の自由」を担うべき人々であった。そして後者の類型は、小親方層のみではなく、その裾野に、「なによりも労働の低廉さによって抜きんでており」、「いかなる賃金の下落も甘受する極端な寡欲さ」によって支えられているところの、「シェレージエンからライン河に沿ってあるいはそれを越えて、とくに全中部ドイツを横断して」展開されている—ドイツ輸出工業の中核をなす—「何千もの小企業」の親方と労働者、に連なるものであった。(S.670.) 60年代のシュモラーの期待—プロレタリア的小親方の消滅・職人の労働者化・労働者の賃銀上昇—は、自らの「実証的研究」によって覆されたのである。

こうしてシュモラーは、「我々の現在の工業的発展」が「財産の不平等」を拡大する傾向を有しており、それ故に、「高まりゆく財産の不平等を阻止」するために、「最も重要な実際的問題の一つ」として、「未だ現存する手工業者身分の可能な限りの保持」を提唱するのである。これが手工業者層の伝統的類型をそのまま「保持」しようとする意味ではないことは明瞭であろう。こうした類型の手工業者・労働者によって担われる「工業的発展」とは、不自然な営業の「過剰」=「営業現場の増大」であり、低賃銀・低工賃による輸出産業の隆盛であり、「窮乏」と際限のない営利欲による致富との併存である。彼の真意はこうである。「今や必然的に大規模な工場経営に帰属する事業と、手工業・家内工業に残されているそれとを区別しなければならない。前者の範囲の営業活動に対して、およ

そ人為的に小事業を維持しようと欲しても、それは全く非難すべきことであろう。そこでは工場制度を一ただし労働者層が現在の多くの非慘な状況から救出されるような姿をとつて一受け入れねばならない。」(S.693.)

かくで・シュモラーは、工場法制定の緊急性を強調するとともに、「健全な中産層」としての「手工業身分の可能な限りの保持」のために、(1)「下層階級の全体としての精神的水準を引き上げる」ための「学校教育」—就学義務・初等教育の無償化・水準の向上—、(2)小手工業者、家内工業の親方・労働者のための技術教育—「体系的な製図・実業補修学校」の整備—を、要求する。(S.697—698.)つまり彼が60年代に期待した協同組合運動は、「有能な親方」、すなわち「比較的少数のエリートだけに有効な振興策」(S.667.)にすぎず、「大多数の小親方」は、こうした運動の前提それ自体が、「勤勉・努力・自主的責任という経済的徳性」(S.679.)が欠如しているのである。シュモラーの要求する学校教育・技術教育の整備とは、まさしく手工業者・労働者層の伝統的「エース」を「内面から」変革することを主眼とするものである。シュモラーの表現を使えば、それは「国民全体の労働への陶冶」(S.215.)、「手工業者層・労働者層の精神的・技術的改善」(S.689.)、「几帳面に帳簿をつけ、資金を節約し、貯蓄することを教え」(S.695.)、「企業精神 Unternehmungsgeist を賦与」(S.325.)すること、を目的としていた。国家の介入とは、「自助」の前提それ自身を創出する意味に他ならない。

60年代のシュモラーは、近代の資本主義的工業化が「所得の平等化」への内在的傾向をもつことを確信していた。今やそうした傾向は、国家の介入による「エース」の変革によってのみ可能である、という認識へと旋回したこと、これが『小営業史』の結論であろう。シュモラーにとって「手工業の危機はそれ自体が問題なのではなく」(S.660.)、「富裕の進歩が様々な社会階級にいかに不平等に分配されているか」(S.661.)が問題だったのである。その場合問題なのは、「経済的進歩」に対応しない「富裕の進歩」であり、「現在の工業的発展」による「財産の不平等」、つまり一方では伝統的「エース」に基づく「窮乏」であり、他方では広い意味での「労働」に依拠しない価値の移転—不労所得—の増大なのである。シュモラーは、「いかに所得・財産の不平等が存在していたとしても」、それが、「すべての価値が労働に対応している」という「国民の

意識」「驕気な風習的考慮」とははだしく乖離するものでなければ、「困難な社会問題はなにも存在しないだろう」と述べている（S.672.）。彼は「相応の労働のない……価値の転移」として、「家屋・土地所有の価値上昇」—都市化や鉄道敷設による地価高騰—による財産の形成、「不誠実な取引」による利得、財産所有者に有利な「国債制度」等を鎗玉にあげているのである。

シュモラーは、こうした国家の干渉—工場法の制定、手工業者層の「保持」、所得の再分配—のもつ意味を、「国家は、公共のために、国民全体の風習的未来の担い手として干渉しなければならない」（S.683.）と総括している。国家は、「反風習的工場主」、「伝統的風習」、様々な不労所得という諸々の「不道徳」と闘い、人々を「経済的進歩」に均霑せしめるべき存在として定立される。だからシュモラーは、国家のこうした役割を、あの「教会財産の没収、……近代の農業立法、耕地整理、償却」（S.687—688.）と同じレベルで語り（所得の再分配）これを決断したプロイセン王制の啓蒙性に—「貧者の王」—期待をかけることになったのである。⁽¹⁰⁾

【註】

- (1) ミューシィッヒギャングは、新歴史学派の *Sozialpolitik* と戦後西ドイツの *Gesellschaftspolitik* との連続性を強調する、という興味深い観点から、前章で展開したようなシュモラーの「労働者問題」に関するリベラルな把握に注目している。しかし彼は『小営業史』のまとまった考察を欠落させたために、60年代から70年代のシュモラーの施回を、平板に、直接的に理解しすぎており、この施回のもつ意味を過小評価している。Vgl. Albert Müssiggang, *Die soziale Frage in der historischen Schule der deutschen Nationalökonomie*, Tübingen 1968, S. 129—137.
- (2) 三月革命期の手工業者層の運動には、「工場経営への「上昇」に対する強い憧憬」があったことが指摘されている。柳沢治「三月革命期ドイツの小ブルジョアとその社会意識」（『思想』1978年、第3号所収）参照。
- (3) だからシュモラーは、「営業の自由」の十全な展開のためにはなんらかの徒弟制限が必要だと考えていた。（S.345.）
- (4) シュモラーの「家内工業」・「問屋制度」に対する評価はアンビヴァレ

ントである。彼はこうした手織工の場合のように、「貧乏な人々の無知と窮乏とを、しばしば言語道断のやり方で利用し尽」そうする問屋商人を厳しく批判している。しかし他方で、労働力の供給が適正化し、「必要な手工業の道具を自分で所有し」ている場合には、熟練と節約とによって「企業家自身の列に入いる」可能性が皆無ではないと強調している(S.234—235.)。この論点はシュモラーの問屋制度の二類型論に関わっている。すなわち彼は、この『小営業史』の手織工に関する部分を整理・再録した *Die Entwicklung und die Krisis der deutschen Weberei im 19. Jahrhundert*, Berlin 1873.において、「織布業」の「家内工業」を、「織布工が工場主のために、工場主の所有する紡糸を工場主の指図と見本とにしたがって織り上げ、ただ織貢だけを得る」場合と、「織布工が自己の危険負担で紡糸を購入し、その原料を完成させ、織布工は工場主にその先の販売を委ねて売却する」場合とに区別している。そして後者の商人・織布工が「道徳的・精神的・技術的に向上できなかつたこと」が、シェレージエンの麻織業の衰退の原因としている。(S9., 26—27.) シュモラーのこの類型論に注目したものとして馬場哲「シェレージエン麻織物工業における商人層の利害と買入制 Kauf-system」(『社会経済史学』第48巻第4号) 参照。

- (5) ワイマール期には、このようなシュモラーの見方すら悲観的である、というむしろ「没落」を否定する楽観論が出てくる。Vgl. Karl Röszle, Gustav Schmoller und der Mittelstand, in: *Gustav Schmoller und die Volkswirtschaftslehre*, hrsg. A. Spiethoff, Berlin 1938.なお19世紀末の手工業と社会政策との関連については、拙稿「ドイツにおける1896年「労働者保護立法」の政策思想史的背景—カール・オルデンベルグの社会・経済政策思想—」(『土地制度史学』第98号) を参照されたい。
- (6) 「機械製造技術が著しく改善されてから久しい19世紀になつてもまだ、毛織物工業での技術革新の採用は、綿工業でのそれと比べて大きく遅れていた。しかも、毛織物の製造には技巧や手際を必要とする領域が依然として残されていて、いかに巧妙な自動装置を用いようとそれを排除しえなかつたのである。」「問屋制度は考えられていたよりもずっと耐久力を持つものであった。その制度は、動力を使用する機械の技術的優位がさほど大きくなない業種(例えは織布業)や家内職人自身の手で動力を用いる初步的な装置を製作しうる業種(釘製造といった金属加工業)で意外なほど長く続いた。しかもそれはしばしば工場と共生したのである。」D. S. ランデス, 石坂昭雄・富岡庄一訳『西ヨーロ

初期シュモラーの社会・経済政策思想の展開

- 「パ工業史」1（1980年）94, 134ページ。
- (7) バーミンガムの金属加工業における「産業革命」の展開の様相を、大河内暁男氏は次のように述べている。「金属加工業者たちは、たしかにボウルトンのごとく意識的に、工場制生産体制出現に向けて、創造的企業者活動をしたわけではなかったし、大規模経営を作り出しましなかった。しかし彼らの経営特化という進路が、技術開発、生産性の上昇、専門製品の大量生産という産業革命の技術的特徴のすべてを満たすものであったことは、見紛うべくもない。その意味で、バーミンガム＝ブラック・カントリ地域の金属加工業者たちは、意図せずして産業革命を推進していたと言って差支えない。……この過程は、加工部門主導型であったがゆえに、繊維工業地帯における産業革命の経緯とは異った様相を呈したのであり、ランカシアの経験を一つの型とすれば、それに対してバーミンガム型とも呼ぶべき一つの型を示している。」『産業革命期経営史研究』1978年, 139—140ページ。その意味でシュモラーの「小営業」維持論には、少くとも産業革命の「バーミンガム」型の「意図」的推進があったように思われる。
- (8) このことは60年代の「農業労働者問題」の構想、すなわち農業大経営の「合理的経営」化、の変更を迫るものであるが、『小営業史』では単に「農民的土地所有」のもつ意義が強調されているだけである。その意味で60年代から後の「内地植民」論へのシュモラーの展開を、この「労働者問題」から『小営業史』への旋回とパラレルに把握する必要があるだろう。なお、ヴュルテンベルグの「農・工業の縫れ合い」については、松田智雄『ドイツ資本主義の基礎研究』1967年、後編参照。
- (9) シュモラーの階級形成論が遺伝的資質を重要な要因と考えていたことを指摘したものとして、柳沢治「ドイツにおける階級形成＝社会的移動論の展開—第1次大戦後の論争を中心に—」『思想』1980年第8号、がある。ただシュモラーは、遺伝的資質を基礎として形成される生得的能力が教育や「風習」に大きく依存している、と考えていたように思われる。遺伝的資質は変更不可能だが、「道徳的資質」は改造しうる、というのが彼の「社会政策」の根柢であろう。
- (10) シュモラーの手工業者層「保持」政策のモデルが故郷ヴュルテンベルグの「営業政策」であったことは重要であろう。彼はヴュルテンベルグの Zentralstelle für Handel u. Gewerbe の活動を誇らしげに記述している。それは「本来の手工業の活動範囲のなかで刺激と奨励とをもたらす」べく、有能な営業従事者の外国留学、外国人の招聘、新しい

見本・機械・道具等の展示と試用のための「模範店舗」の開設、織布学校及び様々な手工業技術の教習所の設立、そして「毎晩あるいは日曜日に徒弟や職人を学校に集め」、「製図・鋳造の教授を行う」當業教育制度等々を実施したという。(S.323—324.) シュモラーの中産層維持政策の具体的イメージはこうしたものであった。それはむしろ中小企業近代化・振興政策に近いといえよう。そしてシュモラーは、鉱山・精練業・銀行・信用業を中心とした「大資本の役に立つ」政策を中心としている—それはエルベ以東の農業制度と手工業者の層の薄さによって規定される—プロイセンの當業政策を批判しているのである(S.321—322.)

この点は『小當業史』の最初の部分において、プロイセン重商主義に対するアンビヴァレントな評価を行っていると対応している。すなわち彼は、プロイセンの産業獎励政策・當業の自由の導入等を評価しつつ、他方で國庫主義的行政政策を中心とする「重商主義の方策の多くが誤っていた」ことを批判している。(S.45.) したがって彼はこうした「重商主義の方策」の支柱たる「プロイセン官僚制」にも批判的である。「たしかに我々は、從来過度の官僚的規制に苦しんできた。就中、官僚制を制限すること、しかるべき改革によってそれに対する対重を創出することが重要である。」(S.683.) このような意味をふまえてシュモラーは、プロイセンを賛美するのであって、決してプロイセンの現実を容認しているのではない。

4. 総括と展望

以上のようにわれわれは、シュモラーの「労働者問題」と『小當業史』との検討をつうじて、彼が初発から勤労者（手工業者・労働者）の「内面的」側面を理解しようとする態度を有していたこと⁽¹⁾、彼らが古典派経済学の前提とした合理的「経済人」とは対蹠的な「心理」によって規定される「経済行為」の世界に属する、ということを知覚していたこと、そしてこうした伝統的「エーツ」の変革が彼にとっては終始課題だったのであり、その方策が「自助」から「社会政策」へと転回していくこと、を明らかにした。『労働者問題』でのシュモラーは、「エーツ」の「内面」からの変革が、経済的自由主義そのものの展開によって生じると樂観的に考えていた。その意味で彼は経済的自由主義の「文明化作

用」を頭から信用していたのである。しかしながらシュモラーは、伝統的「エーツ」がむしろ経済的自由主義の故にかえって再生産される、という事実に遭遇したのだった。所得分配の不平等・貧困という現象は、単に過渡的なものではなく、すぐれて構造的な問題として意識されたのである。極端に言えば、没落すべき「中産層」の一部が没落しない、という事実の発見こそが、シュモラーをして『小営業史』を書かしめたのではないだろうか。彼の経済的自由主義の基本的信念は決して変わることがなかった。⁽²⁾「経済的自由主義は、抽象的には不当ではないが、常にどこでも妥当する型紙ではない。それが正当であるのはただ、勤勉・努力・自主的責任という経済的徳性を促進する限りにおいてである」(S.679.)、という言葉は、シュモラーの問題意識の所在を集中的に表現している。こうした「経済的徳性」を基礎として成立する人々の経済的合理主義と経済的自由主義の満面開化とが、富を諸階級に均霑せしめ、「所得の平等化」と「教養」の侵透とが、「共産主義革命」に対する最強の防破堤である、というのがシュモラーの搖るぎなき信念であったように思われる。それはスミスの教育観とも一脈通ずるものであろう。⁽³⁾

とはいっても、所得分配と経済的自由主義との垂離を、国家による伝統的「エーツ」の変革をつうじて修復しようとするシュモラーの構想は、「エーツ」問題を「自然的自由」のなかに解消した古典派経済学の場合とは異って、国家による人々の「内面的」価値の一元化という高価な代償を払わねばならないことになる。近代的生産力の形成のために道徳的価値の国家的・教育的統制が前提になる、という問題を、シュモラーは今度はあまりにも楽観的に考えている。だが彼にとって、イギリス人労働者の生産性がドイツ人労働者の2・3倍になる、という驚くべき事実は、「人間的進歩」以外の何ものでもなかった。したがって、「経済的進歩」とは無縁の伝統的諸文化の価値体系はその固有性を剝奪され、価値を貶しめられ、克服の対象とされるのである。それ故シュモラーのいう「風習的価値判断」の一一致の傾向とは、人々が伝統的「エーツ」から解放されて経済的合理主義の観点から行為するようになればなるほど、生産力の増大と富の平等化とが実現する—「生活水準の向上」—、という市場経済の楽観的認識から由来しているように思われる⁽⁴⁾。シュモラーの要求する「経済学の倫理化」の真意は、経済の外側に存在する格

率としての倫理的命令による、国家を通しての市場メカニズムの修正の要請では決してなく、人々の「内面的」変革による合理的市場経済の前提創出を国家に要請することに他ならない。その意味でシュモラーの政策思想は、産業革命以降の近代的工業化の波に洗われつつ、「工業国」的自立化を指向する経済的後進国が直面する問題—「エースト」のレベルでのそれ一を象徴的に示しているように思われる所以である。⁽⁵⁾

こうして、『小営業史』における、ありうべき経済的自由主義と現実の経済的自由主義との落差の認識は、前者において存在するはずがないとみなされていた「分配」問題の原理的再構築—「分配的正義」—⁽⁶⁾を、この落差を解消すべき「積極的な社会政策」の啓蒙のための手段—「社会政策学会」(これは同時にプロイセン官僚制に対する「対重」でもある)—の創出⁽⁷⁾を迫るものであったといえよう。

ところで、シュモラーの政策思想の本質をこのように把握するならば、それはかの F・リストの「生産力の理論」における以下の如き認識を継承していることは明らかであろう。「諸民族の生産諸力は、たんに個々人の勤勉、節約、道徳、知能によって、あるいは自然資源および物質的資本の所有によって制約されているだけではなく、社会的、政治的、市民的な、制度と法律とによっても制約されており、なかでもとくにその国民国家の存続、独立、勢力によって制約されている。個々人がどれほど勤勉、節約、独創的、進取的、道義的、知的であっても、国民的統一がなく国民的分業および生産諸力の国民的結合がなくては、国民はけっして高度の幸福と勢力をとしかねないであろうし、またその精神的、社会的、物質的諸財をしっかりと所有しつづけることがないであろう。」⁽⁸⁾リストにとって生産力の様々な与件のうち、とりわけ「国民的統一」と「国民的分業」とが問題だったのに対して、シュモラーの場合には、関税同盟・第二帝制の成立によってこの課題が一応達成されつつある時に、「勤勉、節約、独創的、進取的、道義的、知的」要因—「精神的」資本—が、英独の労働生産性の差異を決定的に規定している、ということが問題だったのである。その意味でシュモラーは、リストにあっては他の与件の一つとして並存せしめられていた生産力における精神的要因の意義を、はじめて抉り出すことができたといえよう。

したがってシュモラーは、後にヴェーバーが『プロテスタンティズム

の倫理と資本主義の「精神」で行ったエートスの理念型的対照化—手工業を伝統的に維持しようとするカトリックの手工業者、出来高賃金が作業能率の向上に作用しない東エルベの農業労働者から構成される「伝統主義的エートス」と、フランクリンの例示から構成される「資本主義の精神」との対比—⁽⁹⁾のための前提条件を創り出している。シュモラーの手工業親方の二類型論はそのことを物語るものであろう。しかし彼の問題関心は、この類型の歴史的因果帰属を確定することには全くなく、経世家としての政策的関心—生産力の前提の創出—が支配しつづけたのであって、これがリストの場合と同様、シュモラーにとっても一プロイセン国家への限りない期待という一陥穂を用意することになったのである。⁽¹⁰⁾

【註】

- (1) ラサールの「貧銀鉄則」論に対するシュモラーの理解の仕方は、システムディ以来の「経済学的ロマン主義」が依拠した「過少消費」説の生成基盤を示唆するものではないだろうか。
- (2) だからシュモラーは、後に旧中間層の部分的後退を確認しても、新中間層の増大傾向によって満足することができた。Vgl. *Was verstehen wir unter dem Mittelstande?*, Göttingen 1897.
- (3) 「国家はかれら（下層階級—引用者）の指導からすぐなくなり利益をひきだすのである。かれらは指導されればされるほど、無知な諸国民のあいだではしばしばもっと恐ろしい無秩序をひきおこす狂信や迷信にだまされることがそれだけすぐなくなる。そのうえ、教育のある知的な人々は、無知で愚鈍な人々よりもつねに礼儀正しく秩序を重んじる。……またそうだからこそ、政府の方策に対してなにか気まぐれな、または不必要な反対をするように誤導される傾向がすくない。」A・スマス、大内兵衛、松川七郎訳『諸国民の富』1969年、II、第5編第3節、1133ページ。
- (4) 中村貞二氏は、前掲書第1章において、「風習的価値判断」の成熟をもたらす「正義」の理念が流出すべき究極的実在根拠として、シュモラーの「キリスト教の隣人愛の精神」への信頼を指摘しつつ、こう述べている。「シュモラーそのひとにとっては、「正義」は経験的に「説明不可能な背景」であり、またそれでよかった。もろもろの利害の渦巻く地上の歴史的世界の「背景」に天上の世界の「実在」することが確信されれば、それでことは足りた。」(同書56ページ)。シュモラーの「そ

- れでことは足りた」理由は、以上の市場経済認識だったように思われる。
- (5) だから大河内氏の次の指摘は重要である。「歴史学派は、ドイツを中心には形成されたものだったと言え、必ずしも、ドイツの特産物だと言うわけではなく、先進のイギリス資本主義に対する後進国としてのプロイセン＝ドイツのような関係が存在するところでは、常に歴史学派が発生する必然性があったと考えるべきだろう。……すべて、先進資本主義国としてのイギリスの優位と、後進資本主義国そのに対する対抗、しかも後進資本主義国それ自身の国内関係における妥協的な自由主義的改革と封建的身分的なものとの協調の必要、この内外二重の必要の上に、歴史学派という特有な、経済生活の歴史的理解方法と自由主義的経済論との折衷的体系と国家主義的政策論の体系が生まれるのである。」(『経済学説全集』5、第1章、5～6ページ。)ただシユモラーの社会政策論を、こうした歴史学派のなかで、「封建的身分的なもの」を可能な限り維持しようとする政策として位置づけることは誤りだろう。
- (6) 「人間の属性と給付とによる以外のいかなる平等の原理の限定化も恣意的である」というシユモラーの言葉は、『小営業史』における不労所得の批判と対応するものであろう。Die Gerechtigkeit in der Volks-wirtschaft (1880), in: *Zur Social- und Gewerbe-politik der Gegen-wart*, Leipzig 1890, S. 212.
- (7) 1872年のアイゼナッハでの社会問題討議の開会演説で、シユモラーは、「國家が従来とは全くちがって、彼ら（下層階級—引用者）の教化と教育のために行動すること」を要求している（傍点引用者）。Rede zur Eröffnung der Besprechung über die sociale Frage in Eisenach den 6. Oktober 1872, in: a. a. O., S. 12.. ただしこのような批判的側面は、「社会問題とプロイセン国家」ではトーンダウンして、王制と官僚制への賛美が前面に出てくる。Vgl. Die sociale Frage und der preußische Staat (1874), in: a. a. O., S. 37–63.
- (8) F・リスト、小林昇訳『経済学の国民的体系』1970年、序論、56–57ページ。なおこの箇所の意味については、小林昇「リストの生産力論」(『著作集』VI、1978年所収) 第1章を参照。
- (9) M・ヴェーバー、梶山力・大塚久雄訳『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』上巻、1955年、21, 42–43, 64–69ページ。「少なくとも勤務時間中は、どうすればできるだけ楽に、できるだけ働かな

いで、しかもふだんと同じ賃銀をえられるか、などということを絶えず考えたりするのではなく、あたかも労働が絶対的自己目的「職業」すなわち「使命」—であるかのように励むという心理が一般に必要となるのである。しかし、こうした心理は、決して、人間に生まれつきのものではない。また高賃銀や低賃銀から直接作り出すことのできるものではなくて、むしろ長年月の教育の結果としてのみ生じうるものなのである。」(傍点ゲシュペルト) 67ページ。シュモラーはこの「教育」を国家に委ねたのである。

- (10) リストの場合はそれが「土地制度改革」のための帝国主義的「植民」構想となって現われる。小林昇、前掲書、第8章参照。なお、プロイセン的進化に対する思想的批判としての「リストとヴェーバー」という問題は、以上の如き意味において、シュモラーを介在させることによって、両者の共通性と異質性とを明確化できるように思われる。住谷一彦『リストとヴェーバー』1969年、序を参照。